

17 大学の社会的責任(USR)に関する事項

1 内部監査制度

内部監査は、各部署が所管する予算が法令および学内の規程等に準拠しかつ予算計上目的に照応して執行されているかを点検し、本学の経営管理の適正化とその向上に資することを目的としている。

● 公的研究費監査

「科学研究費」をはじめ外部補助金の適正な執行と不正行為防止の観点から、厳密な実行性のある監査を行う。また、「公的研究費の適正な管理に関する規程」第7条に定める不正使用に対する通報窓口として日常的監査体制をとる。

● 定期監査

定期監査計画書を作成し、計画的に各部署所管予算執行について、規程等との整合性、目的適応執行の適切な監査を実行する。

● 臨時監査

本法人規則に基づく決裁前臨時監査を引き続き実施することによって、契約等に係る適正な事業執行を促進する。

2 事業評価制度

＜事業評価の目的＞

2000年度から導入した事業評価システムは、事業の成果を検証・評価すると同時に、事業の選択・重点化・再構築（スクラップ・アンド・ビルド）を目的としており、個々の事業の妥当性等を検証することにより、その結果を翌年度以降の予算編成に反映させることで、限られた財源の有効かつ効果的な配分の実現を目指している。本事業評価により各事業担当部署はその目的や評価を意識し緊張感を持って業務を遂行することができ、事業主体の自律性を促進することに貢献している。

＜事業評価の時期・対象等＞

時 期	対 象
第1回 (6月下旬)	1. 前年度の事業評価で「評価保留」となった事業 2. 前年度期中(補正等)に起こった新たな事業 3. 前年度決算にて予決算差異が1,000万円以上、または執行率が60%以下となった事業 4. 収入科目で予決算差異が1,000万円以上、または収入率が60%以下となった事業 5. 補正予算額が当初予算額と比べて140%以上増加した事業 6. 補正予算額が当初予算額と比べて60%以下に減少した事業 7. 特に事業評価を必要とする事業
第2回 (11月下旬)	1. 当該年度の新規・大型事業 2. 年次計画で進行中の大型事業 3. 部局長会・予決算会等で今後の検討課題となった事業

上記事業評価対象基準に従い、年間約250事業を評価対象としている。2009年度においては、前年度の事業評価で

「評価保留」となった57事業をはじめとして、事業評価を実施する予定である。

3 法令遵守の取り組み

近年、大学における公的研究資金の不正使用や論文不正等が相次いで発覚し、大きな社会問題となっている。このような状況下において、高い公共性・社会性を有する大学として、社会的責任を果たすためにも、個人情報保護、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントの防止など、今後も法令遵守の取り組みを重視していく。

● 規程等の整備と啓蒙活動の推進

2007年度から2008年度にかけて、公的研究費の適正な管理に関する規程、ハラスメントの防止等に関する規程、職員懲戒手続規程を整備しており、引き続き、必要な委員会の設置やそれぞれ担当部局において必要な規程等を整備するなどの取り組みを行うとともに、法令違反や人権侵害等を未然に防止するため啓蒙活動を推進する。

● 法令遵守等の体制の検討

法令遵守や内部統制のために必要な体制の構築について、今後、検討を始める。

4 情報公開の取り組み

公教育を担う大学は、教育・研究だけでなく大学の基本的な考え方や財政なども含めて社会に情報公開できる体制を作り、透明性の高い大学経営に取り組むことが求められている。今年度も、本学の事業計画をはじめ事業報告や予算・決算報告などの情報を、ホームページなどに掲載し、在学生や保護者等のステークホルダーに向けて積極的な情報公開に努める。

● 積極的な情報公開

広報誌「龍谷（学内版）」や大学Webサイトにおいて大学の情報を公開するとともに、本学の様々な活動について記者発表やプレスリリース等を行い、社会に幅広く情報発信する。

● リスクマネジメント下における広報体制の整備

大学構成員の危機管理意識を高め、リスクの未然防止に努めるとともに、正確な情報を適切なタイミングで情報発信できるリスクマネジメント体制を整備し、社会から信頼される大学づくりを目指す。

5 個人情報保護の取り組み

個人情報の利用が著しく拡大していく社会的背景の中、企業や大学において個人情報が漏洩する事件・事故が後を絶たず、学生、保護者、卒業生等、多くの個人情報を有する大学として、個人情報の保護は重要な責務であると認識している。

本学では、2002年に「個人情報の保護に関する規程」および「個人情報の保護に関する細則」を制定して運用に取り組んできた。

また、2005年4月からの個人情報保護法の全面施行に伴

い、「個人情報保護の基本方針」を新たに策定し、大学ホームページで広く公表するとともに、この方針に基づいて、本学に関わる全ての個人情報の適正取得・適正利用・安全管理の徹底、および相談窓口の設置等の取り組みを行っている。2007年には、万が一個人情報の漏洩が発生した場合など、危機発生時の危機管理について定めた「危機管理規程」を制定した。

2009年度においても個人情報の管理や諸問題に対する体制を精査し、継続的に改善・整備に努めていく。また、教職員に個人情報保護の責務と重要性を認識させるため、教育及び研修を実施していく。

6 環境への取り組み

本学は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正に基づき、2010年度より第一種エネルギー管理指定工場に指定されることが見込まれる。2009年度は、その準備

期間として、これまで以上にエネルギー消費原単位年1%以上の低減に向けた取り組みを継続するとともに、中長期的な省エネルギー計画を策定する予定である。2008年10月に設置した地球温暖化対策推進委員会を中心に、環境にやさしい大学づくりを推進していく。

●省エネルギー推進に留まらない環境への取組

これまでの省エネルギー推進委員会を発展的解消し、2008年10月に地球温暖化対策推進委員会を設置した。省エネルギー推進に留まらず、省資源、グリーン購入、廃棄物の適正管理等に取組範囲を広げ、環境への取組を強化する。

●施設・設備における省エネルギー推進

2008年度に引き続き、既存施設の省エネルギー改修を行う。主な改修は、深草学舎3号館を省エネ改修モデル校舎と位置付け照明器具等を改修し、また瀬田学舎においては照明器具および女子トイレ節水対策のための改修を行う。